

平成22年度畜産物価格・関連対策にかかる JAグループの政策提案

～ 日本の畜産・酪農のこれからのために、今、必要なこと ～

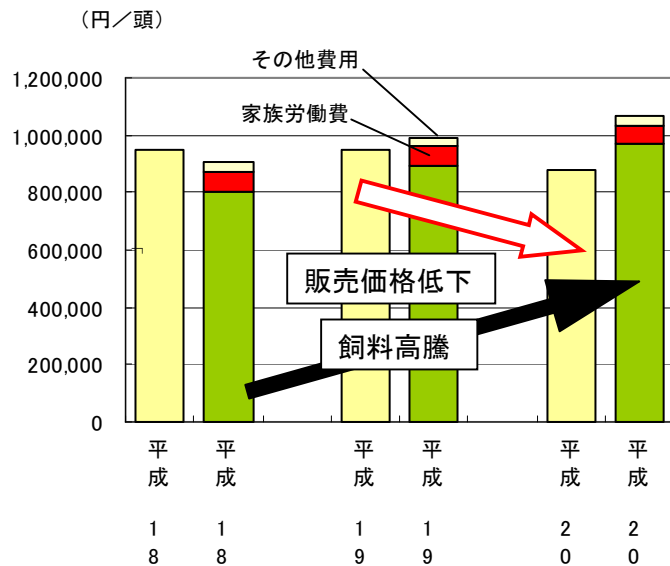
(目次)

I. 平成22年度畜産・酪農対策	
1. 肉用牛対策	
(1) 繁殖対策 【肉用子牛生産者補給金等】	1
(2) 肥育対策 【マルキン・補完マルキン事業】	3
2. 酪農対策 【需給安定対策・経営安定対策①】	4
【需給安定対策・経営安定対策②】	5
3. 養豚・鶏卵対策【安定価格制度、肉豚価格差補てん事業等】	6
4. 自給飼料対策	7
5. 資金対策・環境対策【家畜飼料特別支援資金・リース事業等】	8
6. 配合飼料対策【配合飼料価格安定制度】	9
7. 消費拡大対策・原産地表示の強化	10
II. 新たな基本計画・酪肉近代化方針	11
III. 23年度以降の経営所得安定対策①	12
23年度以降の経営所得安定対策②	13

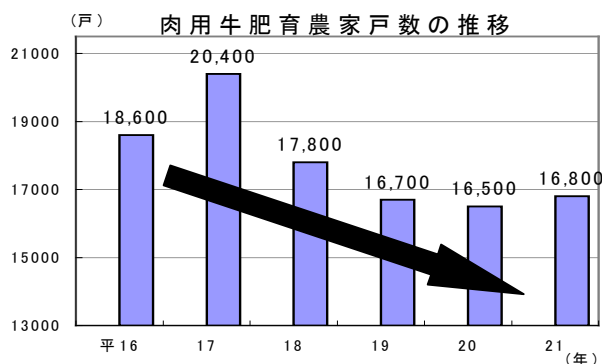
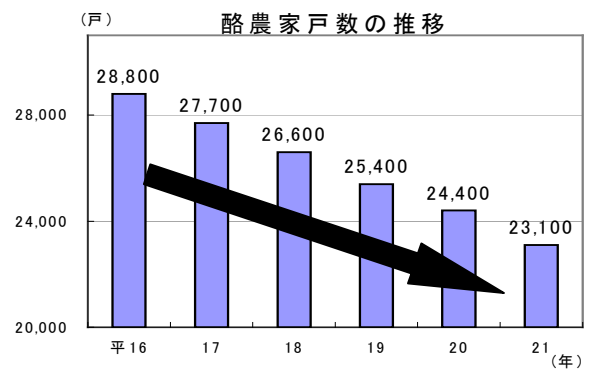
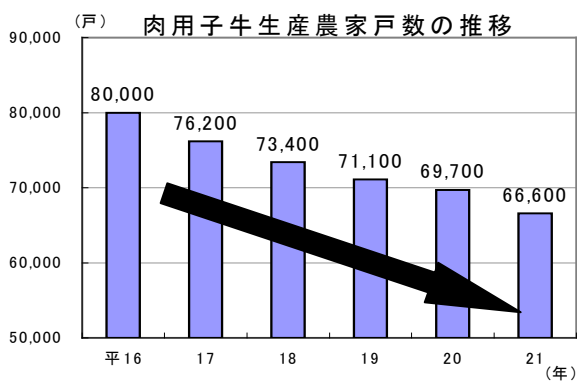
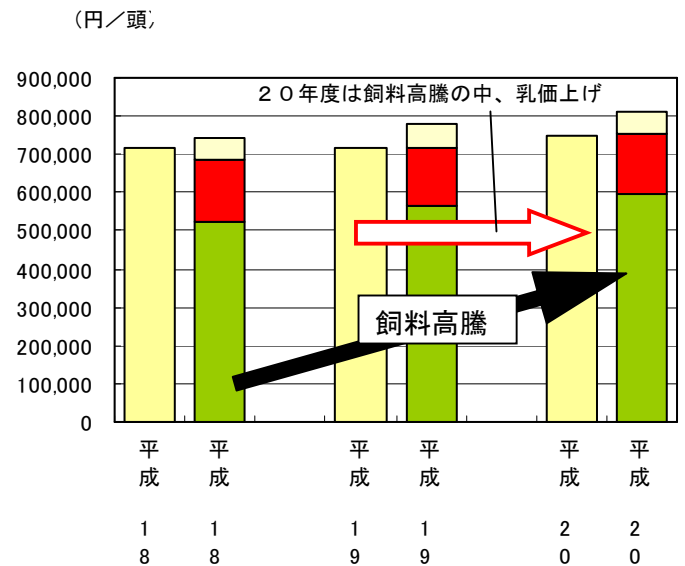
平成22年2月
全国農業協同組合中央会

- ・わが国の畜産・酪農の生産者は、稲作に比べて専門化がすすんでいるとはいえ、家族経営主体で成り立っています。
- ・18年度からの飼料高騰から生産コストが高止まりを続ける一方で、デフレにより販売価格に転嫁できないため、生産者の経営はますます悪化しています。

和牛肥育の経営状況



酪農家の経営状況



農水省：畜産統計、農業経営統計調査

I. 平成 22 年度畜産・酪農対策

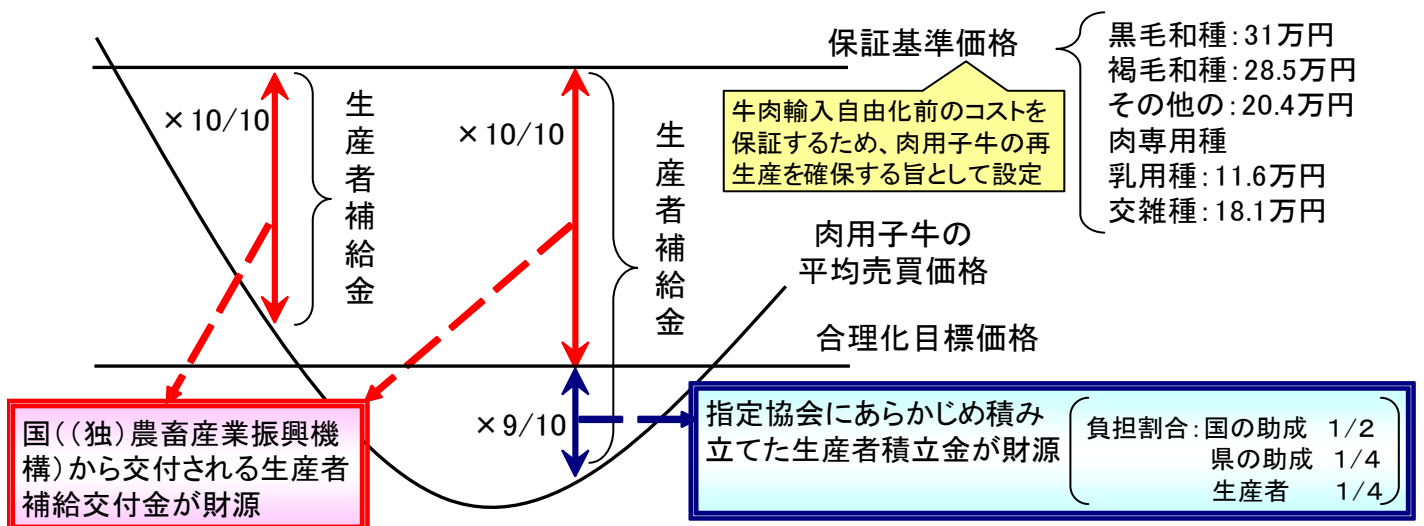
1. 肉用牛対策 (1) 繁殖対策 【肉用子牛生産者補給金等】

- 肉用子牛生産者補給金制度における保証基準価格については、ふん尿処理の義務化や規模拡大等の投資増により生産費が増高しているにもかかわらず、現在は物財費も確保できない水準にあることから、再生産可能な水準に引き上げること。
- 黒毛和子牛については、子牛補給金制度の上に2つの事業で重層化しているため、生産者にとって分かりづらく、また補てん水準が低下していることから、生産者に分かりやすい仕組みとし、40万円/頭を確保できるよう見直すこと。
- 繁殖生産者が高齢化し、わが国の牛肉生産基盤が弱体化していることから、飼料作りや繁殖、育成等の肉用牛繁殖にかかる一連の作業を、地域として支える取り組み（キャトルセンターや地域内一貫の育成など）に対する支援対策を強化すること。

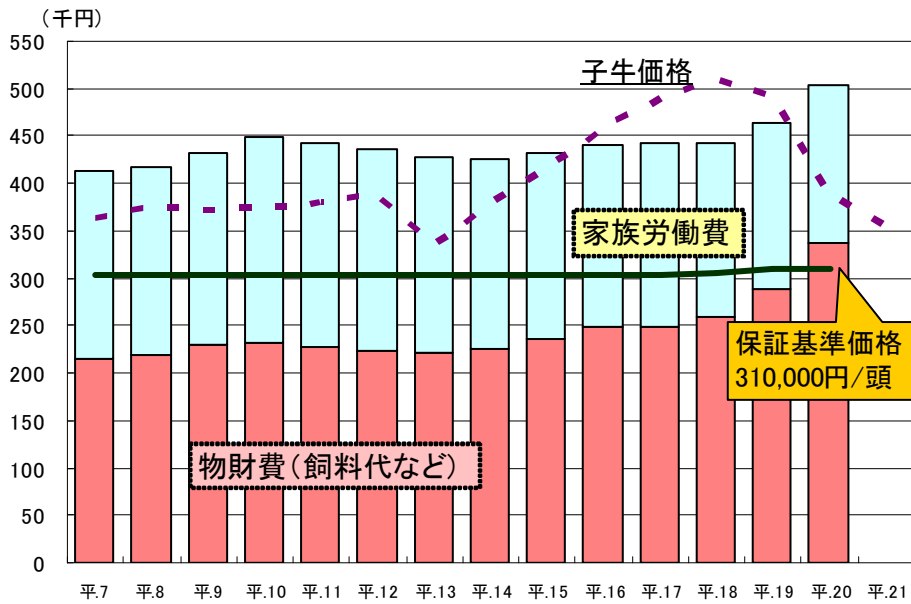
<肉用子牛生産者補給金 制度のねらい>

- ・本制度は牛肉自由化の代償措置として、生産者に対し自由化前の生産コストを保証するもの。
- ・保証基準価格は、自由化前のコストを基本に、生産費の変動を加味させて求められる。

<肉用子牛生産者補給金制度の概要>

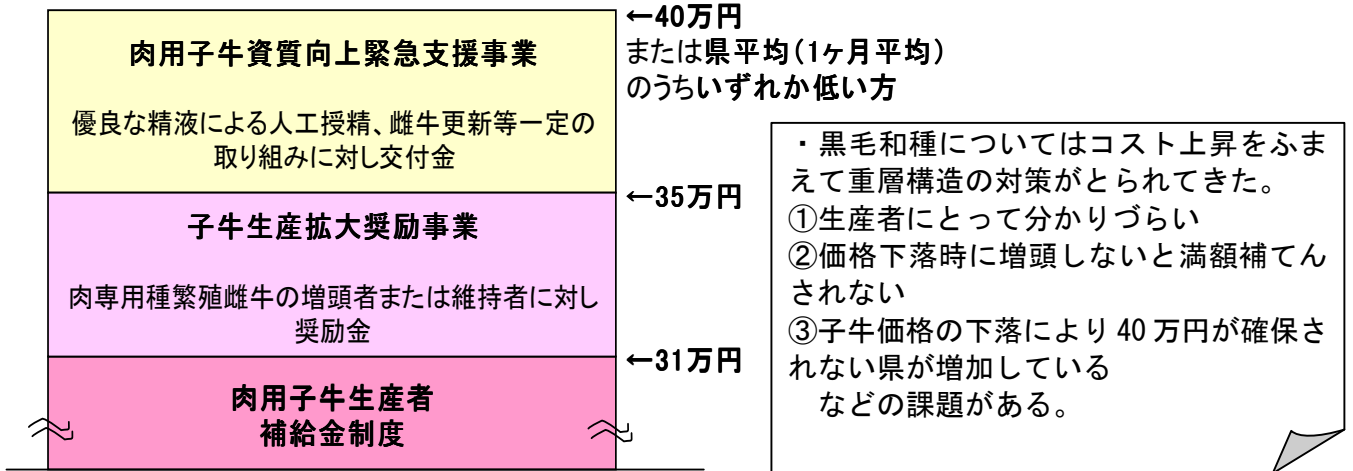


<子牛生産費・保証基準価格・飼養頭数の推移>



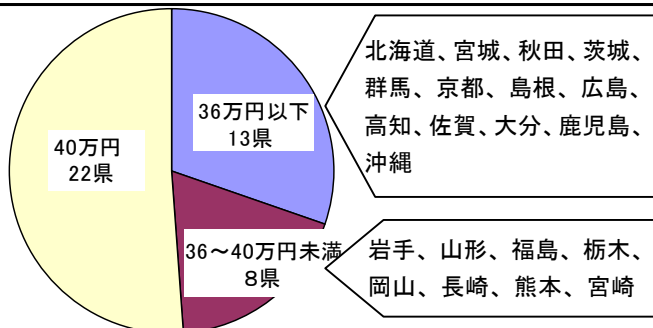
資料：農林水産省「子牛生産費」、子牛価格は農畜産業振興機構調べ

<黒毛和子牛21年度対策>



(参考) 肉用子牛資質向上緊急支援事業 交付対象基準価格 (11月)

- ・交付対象基準価格とは、40万円と県1ヶ月平均価格のうちいずれか低いほうの価格
- ・交付基準価格と生産者の取引価格の差額により交付金の額が決定



・保証される取引価格は40万円と県平均価格のいずれか低いほうの価格なので、県平均価格が低い畜産主産県ほど補てん額が下がる傾向。

<平成21年度の肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業>

- 目的：肉用牛の繁殖基盤を担う地域の担い手の育成
- 内容：①新規参入、②一貫経営の推進、③地域内肉用子牛導入促進、④繁殖牛の多用途利用、⑤酪農経営の活用、⑥離農農家の雌牛継承、⑦中核的担い手の育成等の取り組みメニューに応じて助成
- 事業規模：50億円(定額あるいは1/2助成)

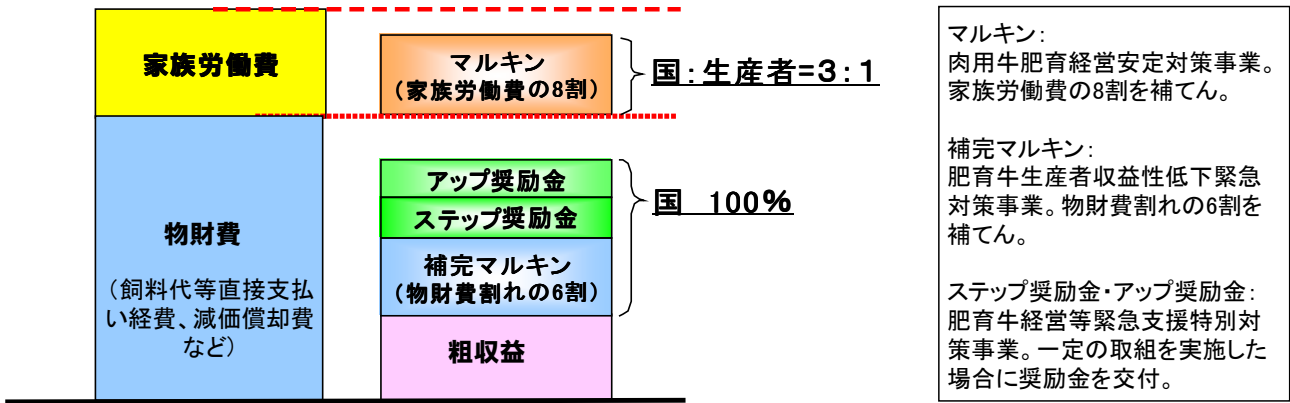
1. 肉用牛対策 (2) 肥育対策 【マルキン・補完マルキン事業】

- 21年度で終期となるマルキン事業は所得に着目した経営所得安定対策であり、22年度についても事業を継続すること。また、デフレ下で畜産物価格は低迷する一方、飼料等の生産コストは高止まりを続けている地域ごとの実態をふまえ、現行手取りを下回らない水準と万全の予算を確保すること。
- 補完マルキン、ステップ・アップ奨励金については、現行の重層的な対策でも物財費割れを補いきれていないことから、肥育経営のセーフティネットとして再生産が可能となるよう、物財費不足分について分かりやすい仕組みに見直すこと。

＜マルキン(肉用牛肥育経営安定対策事業)・補完マルキン(肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業)のねらい＞

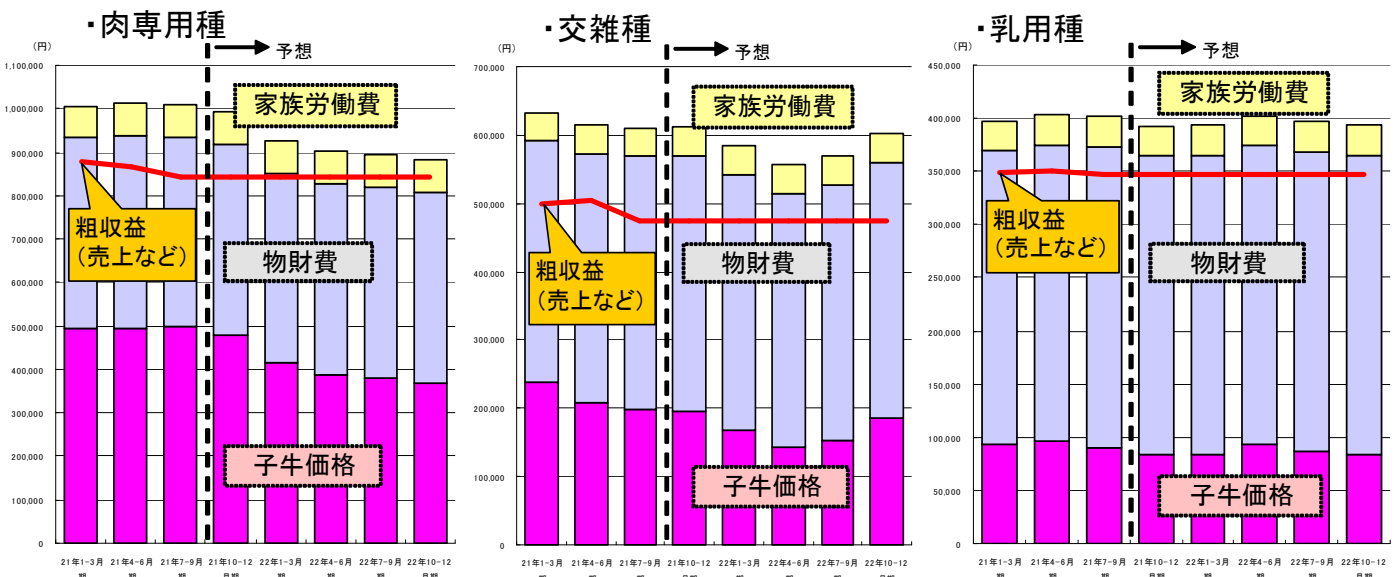
- ・マルキン事業は、子牛価格と枝肉価格の変動のタイムラグに対応するため、肥育農家の所得に着目したセーフティネット対策。
- ・補完マルキン事業は、素畜費や飼料価格等が高騰し物財費割れの事態を招いたため、物財費割れの6割を国が補てん。
- ・肉専用種・交雑種・乳用種といった品種ごとに算定。また、マルキン事業は、現場実態に即すよう地域算定が認められている。

＜21年度肥育経営安定対策イメージ＞



＜経営動向の試算＞

※子牛価格は、肉専用種は20ヶ月、交雑種は19ヶ月、乳用種は14ヶ月前の水準を使用
 ※21年10-12月以降については、子牛価格以外の物財費、家族労働費、粗収益は前期で固定



2. 酪農対策 【需給安定対策・経営安定対策①】

- 加工原料乳生産者補給金の単価（現行 11.85 円/kg）は、生産費の増高をふまえて現行以上とすること。限度数量（現行 195 万トン）については、脱脂粉乳・バターの世界的な需給変動もふまえた在庫水準の考え方とし、生産基盤を維持するためにも現行を基本に数量を確保すること。また、国内需給への影響に配慮したカレント・アクセス（国家貿易として農畜産業振興機構が行う脱脂粉乳・バター等の輸入）の運営を行うこと。
- 22 年度も液状乳製品・発酵乳向け生乳等の生産奨励措置を講じること。

○ 加工原料乳生産者補給金制度の概要

加工原料乳（バター・脱脂粉乳等向け生乳）に補給金を交付することで（限度数量の範囲内）、加工原料乳生産の確保と飲用牛乳向け生乳の過剰生産を回避して、生乳全体の需給と価格、酪農経営の安定をはかる仕組み。

<交付金の算定方法>

（参考）生乳生産費（北海道・経産牛1頭当たり）

$$\text{当該年度の補給金単価} = \text{前年度の補給金単価} \times \text{生産コスト等変動率} (*)$$

(*) 生産コスト等変動率: $\frac{C1}{C0} \div \frac{Y1}{Y0}$

C1/C0: 搾乳牛1頭当たり生産費の変化率
Y1/Y0: 搾乳牛1頭当たり乳量の変化率(移動3年平均)

	物財費		労働費	全算入生 産費	乳脂肪分 3.5%換算乳 量(kg)
		うち飼料費			
20年度	542,836	306,994	139,127	655,723	9,002
19年度	505,215	281,783	136,990	611,614	8,842
前年比(%)	+7.4	+8.9	+1.6	+7.2	+1.8

農林水産省「牛乳生産費」

○ 平成 21 年度の生乳及び牛乳乳製品の需給見通し

バター・脱脂粉乳等向

	生乳生 産量	自家消 費量	生乳供 給量	牛乳等 向	乳製品 向	特定乳 製品向	その他乳 製品向
数量(千トン)	7,885	74	7,811	4,201	3,609	2,047	1,562
前年比	99.3%	92.9%	99.3%	95.2%	104.5%	111.0%	97.1%

21年12月24日日本酪農乳業協会「平成21年度の生乳及び牛乳乳製品の需給見通しについて」

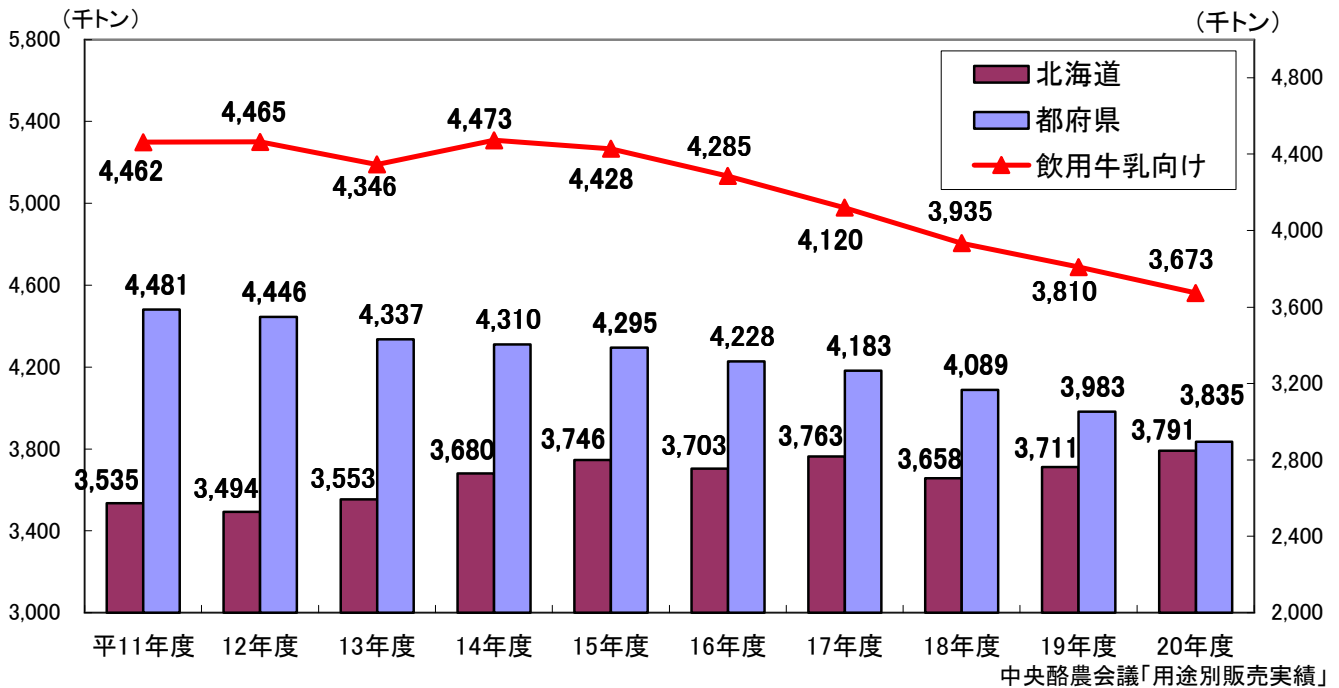
○ 21 年度で終了する「生乳需要構造改革事業」の概要

- 目的：輸入品との一定の競争力を有するチーズや鮮度が重視される液状乳製品・発酵乳に仕向けられる生乳の供給拡大
- 内容：チーズ・液状乳製品・発酵乳向け生乳を基準となる数量を上回って供給した場合に奨励金を交付（21年度計画 ①基準数量を上回る数量（61.5万トン）×10 円/kg ②前年度からの増加数量（20万トン）×12円/kg）
- 事業規模：86 億円（21 年度）
- * チーズのみ 22 年度一般予算で増産対策について措置（14 万トン、29 億円）

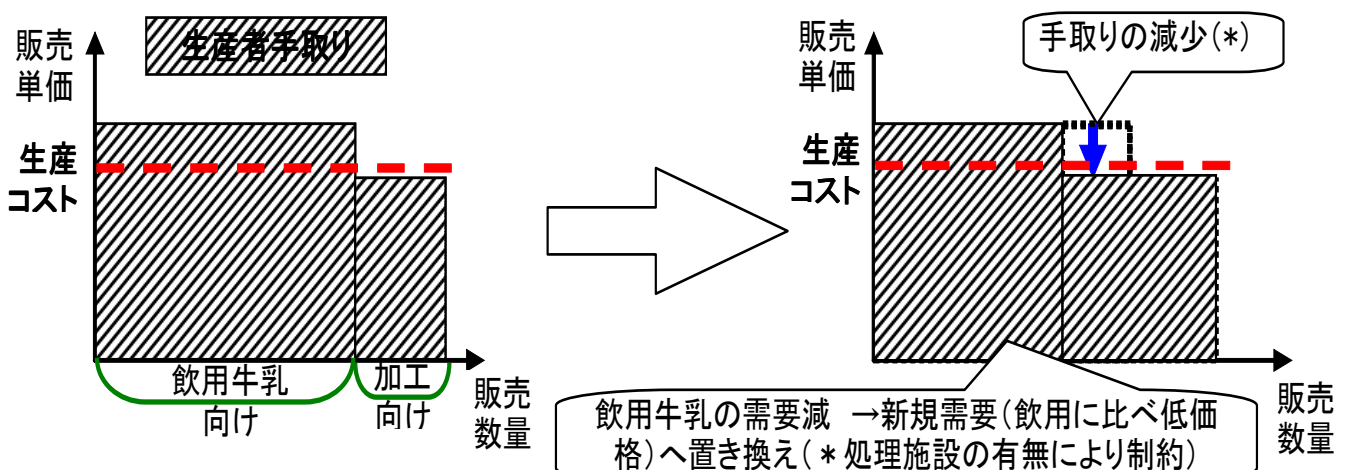
2. 酪農対策 【需給安定対策・経営安定対策②】

- 需給ギャップの解消に取り組む生産者の手取り減少を緩和するための対策を措置すること。
- 飲用需要が減少するなかで、都府県の生産基盤を維持するためにも加工処理施設の整備等への支援を強化すること。

○ 生乳販売量の推移（北海道・都府県、飲用牛乳向け）



○ 飲用牛乳向け生乳生産が中心の酪農経営の手取りのイメージ



(*)21年度はセーフティネット対策として「飲用需要変動対応緊急支援事業(28億円)」、「生乳不需用期支援緊急対策事業(12億円)」等を措置

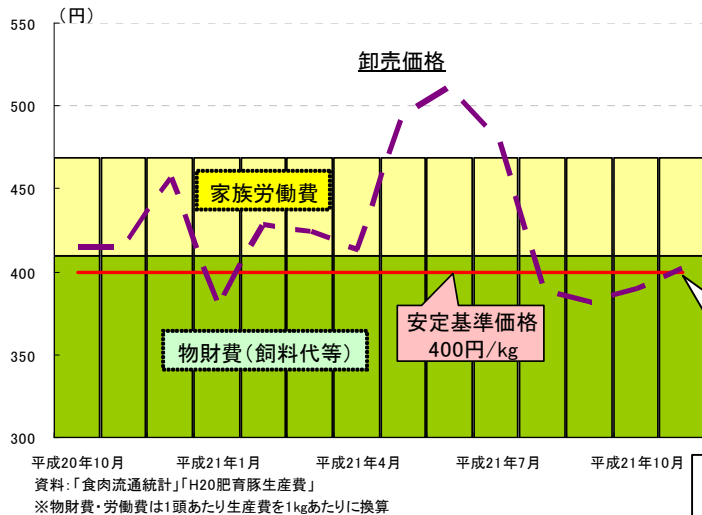
3. 養豚・鶏卵対策 【安定価格制度、肉豚価格差補てん事業等】

- 豚肉の安定基準価格は、需給の安定と国産豚肉の安定供給をはかるため、経営実態をふまえて引き上げるとともに、ひきつづき機動的に機構による買い上げや調整保管を発動すること。
- 21年度で事業終期となる肉豚価格差補てん事業は、22年度も養豚経営の実態をふまえ、経営安定対策の機能が担保できるような保証価格を設定し、国としての十分な財源を措置すること。
- 地域が一体となって取り組む生産コスト低減のための衛生対策や、安価で効果的な薬剤開発支援など、地域養豚振興特別対策事業を充実・強化すること。
- 鶏卵価格差補てん基準価格は、経営実態や需給動向等をふまえ、適切に決定すること。

<安定価格制度のねらい>

- ・ 本制度は、卸売価格が安定基準価格を下回った場合に、国等による調整保管により流通量を適正化することで価格の安定と消費者への安定供給をはかるもの。
- ・ 畜産物の価格安定に関する法律（畜安法）第3条第1項により、次年度の安定基準価格は年度開始前までに決定されることとなっている。

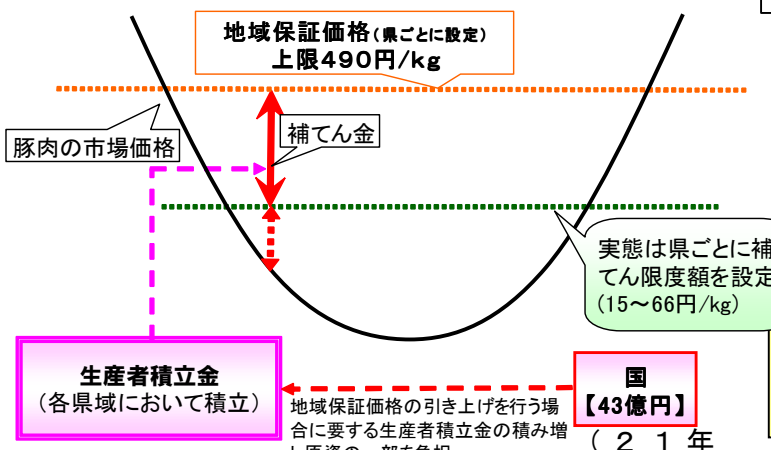
<安定基準価格と生産費・卸売価格の推移>



- ・ 畜産物価格安定制度による調整保管は、安定基準価格で買い入れる制度である。
- ・ 現在、調整保管の実施中であり卸売価格は400円/kg前半の相場を続けている。
- ・ 物財費が安定基準価格を上回っていることから、調整保管を実施しても、なお物財費割れの状況にある。

畜安法第3条第4項「安定価格は・・・指定食肉については・・・これらの再生産を確保することを旨とし・・・定めるものとする。」

<肉豚価格差補てん事業の仕組み>



- ・ 地域保証価格は490円/kgまで認められているものの、国の支援が限定的であるため、県ごとに補てん限度額を設定してもなお、21年度は財源が不足。

追加対策：

- ・ 全国平均の物財費と枝肉価格の差額の1/2を国費で支援(上限20円/kg)
- ・ 対象は平成22年1~3月出荷分

4. 自給飼料対策

- 自給飼料の増産に向け、地域実態に即した草地更新や放牧、エコフィード等の活用などのさらなる推進のため、飼料作物増産と生産性向上や飼料用米を含めた広域流通等の取り組みへの支援を充実・強化すること。
- 畜産・酪農の生産には多大な労働時間がかかることから、飼料生産部門を外部に委託することで飼料自給率向上に寄与している、コントラクター・TMRセンター等の取り組みへの支援対策を充実・強化すること。

＜平成21年度畜産業振興事業における国産飼料資源活用促進総合対策事業＞

- 目的：自給可能な国産飼料の一層の生産・利用拡大
- 内容：①高位生産草地への転換、②レンタカウの推進、③コントラクター受託面積助成、④飼料用米のモデル実証、⑤エコフィード・未利用資源の活用等の取り組みメニューに応じて助成
- 事業規模：38億円(定額、1/2助成、または1/3助成)

(参考) 22年度一般予算案における主な自給飼料増産関連対策事業

<p>国産粗飼料増産対策事業【24億円】(21年度 23億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定収量・品質の稲WCSの給与と、評価を稲WCS農家に還元する畜産農家の取組支援(10千円/10a) ・コントラクター組織等の経営高度化に必要な機械・施設整備への支援 ・国産粗飼料の広域流通拠点の整備への支援
<p>耕畜連携粗飼料増産対策事業【16億円】(21年度 耕畜連携水田活用事業として54億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕種農家と畜産農家との間で定めた計画に基づく下記の取り組みに対し支援(上限13千円/10a) ①粗飼料作付田へのたい肥散布 ②飼料用米の稲わらの飼料利用 ③水田放牧 ④不作付畑等への新たな飼料作物の作付とたい肥散布(単年度限り)
<p>草地畜産基盤整備事業(公共事業)【54億円】(21年度 121億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型機械化対応の草地整備(北海道に限る)や公共牧場を中核とした草地整備への支援 ・畜産担い手育成のための草地等の基盤整備と関連施設(ふん尿処理施設等)の一体的整備への支援 ・中山間地等において未利用の林地・草地等農用地の畜産的利用のための整備促進

＜コントラクター・TMRセンターの組織数＞

＜コントラクター組織数・受託面積等＞

	H15年度	H19年度
組織数(全国)	317組織	479組織
北海道	122	172
九州	74	126
利用農家数(全国)	22,292戸	20,376戸
北海道	7,269	8,172
九州	8,024	7,348
受託面積(全国)	89,546ha	118,270ha
北海道	78,683	104,912
九州	4,041	4,242

＜TMRセンターの組織数＞

	H15年度	H19年度
組織数(全国)	34	73
北海道	7	31

※受託面積は飼料収穫作業の受託面積

農林水産省畜産振興課調べ

- ・コントラクターとは、畜産農家における飼料生産、たい肥運搬・散布、稲わら収集等の農作業を受託する組織。
- ・TMRとは、粗飼料と濃厚飼料を適切な割合で混合し、必要な養分を十分供給できるように調整した飼料のこと。TMRセンターはその製造施設を指す。
- ・コントラクターやTMRセンターを利用するメリットとしては、労働資源の節約や高品質な自給飼料の確保、飼料コストの低減などが挙げられる。

5. 資金対策・環境対策 【家畜飼料特別支援資金・リース事業等】

- 畜産は、畜舎・たい肥舎・機械など多大な設備投資と、飼料費などの回転資金を必要とするが、飼料高と畜産物価格の下落により資金繰りが悪化しているため、21年度で終了する家畜飼料特別支援資金を継続・強化すること。
- また、前向きに生産性向上や環境対策をすすめるための資金が不足しているため、より効果的な資金対策を講じること。
- わが国畜産の安全・安心対策の根幹を担う食肉センター等における食肉

<21年度で終了する資金対策>

○家畜飼料特別支援資金（融資枠 680億円）

- ①適用：配合飼料価格が上昇し、生産費が収益を上回るような水準となった場合に発動。

②貸付利率	5年以内	0.80%
	10年	1.05%

③償還期間 10年（うち据置3年）以内

④貸付限度額（家畜1頭・100羽当り）		
肥育牛	100千円	豚 9千円
乳用牛	50千円	鶏 45千円
繁殖雌牛	12千円	

・飼料価格が高止まり傾向にあることから22年度以降の資金手当てが必要

<生産者の要望が高いにもかかわらず予算が不足している資金対策>

○畜産経営生産性向上支援リース（所要額 20～21年度分 134億円）

つぎのような機械等を畜産農家等（貸付対象者）にリースする事業実施主体に対し、当該機械等の購入費の1/3を助成する。

- ① 生産効率向上に資する機械等（通風装置、飼料攪拌機、細霧装置等）
- ② 労働力軽減に資する機械等（自動哺育機、自動給餌機、自動搾乳装置等）
- ③ 飼料費低減等に資する機械等（飼料収穫機、飼料梱包機、飼料貯蔵施設、エコフイード給餌装置等）

（参考）21年度第1次補正予算：畜産自給力強化緊急支援事業（所要額 150億円）

22年度一般予算：農畜産業機械等リース支援事業（所要額 27億円）

<生産者に求められる環境対策>

1. 耕畜連携の強化によるたい肥利用の更なる促進
たい肥の利用促進のための情報の整備及びネットワーク化に即したたい肥づくり等の取り組みを強化することが必要

2. 水質汚濁防止法の排水基準の強化への動き
硝酸性窒素の暫定基準値の強化
現在900ppmの暫定基準値が適用されているが、平成22年7月にはより厳しい基準に改定される可能性

畜産農家

生産性向上

規模拡大

家畜排せつ物の処理・施設整備

既存の施設では許容量を超え、増改築の必要性

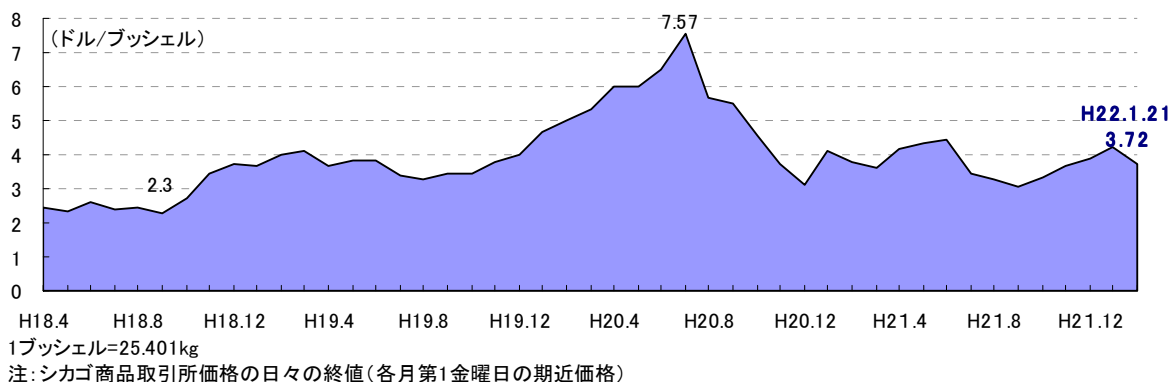
3. 悪臭防止法にもとづく臭気指数規制
地域における臭気指数規制の導入
法にもとづく臭気指数規制地域を有するのは1,307市区町村（平成19年3月末）
臭気指数導入地域が増加傾向にあり、一層の悪臭防止対策に努めることが必要

4. 地球温暖化問題
家畜排せつ物の管理に伴い発生する温室効果ガスはメタンと亜酸化窒素で、農業分野における温室効果ガス総排出量の約3割を占める（平成17年度）

6. 配合飼料対策 【配合飼料価格安定制度】

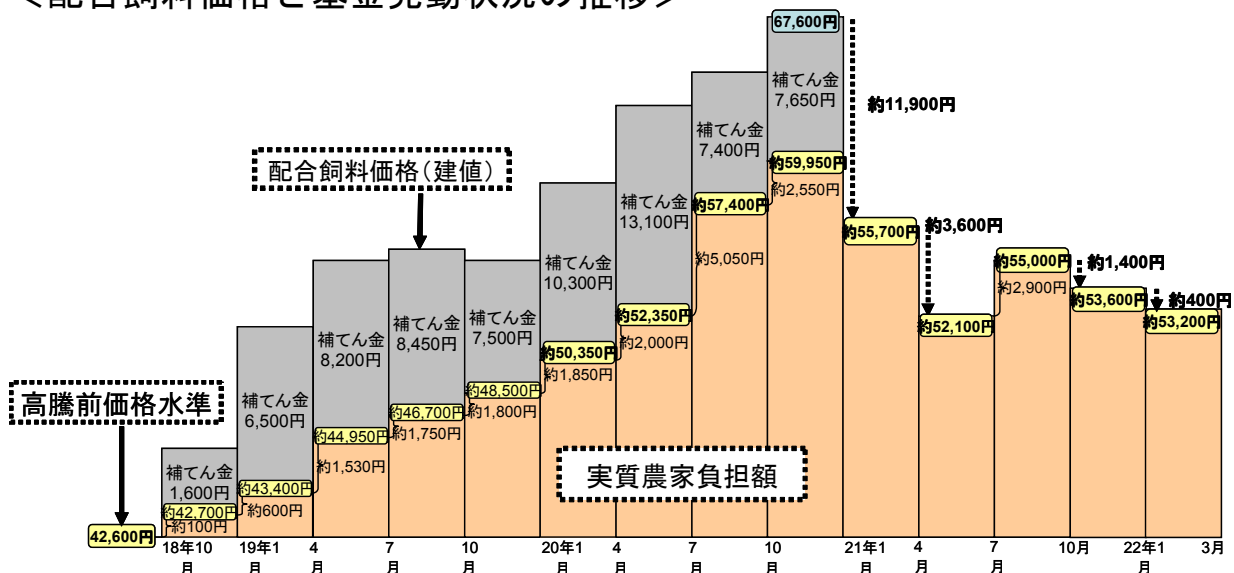
- 配合飼料価格安定制度は価格上昇の影響を緩和する役割を果たすため、19・20年度の価格高騰時に1,192億円（市中銀行900億円、ALIC292億円）の借入により対応し、22年度から市中銀行への償還が始まるが、今後も配合飼料価格は変動を繰り返すことが見込まれることから、借入金償還によって本来の目的である価格変動への補てん財源が不足することがないよう、支援対策を措置すること。

（参考）とうもろこし価格の推移

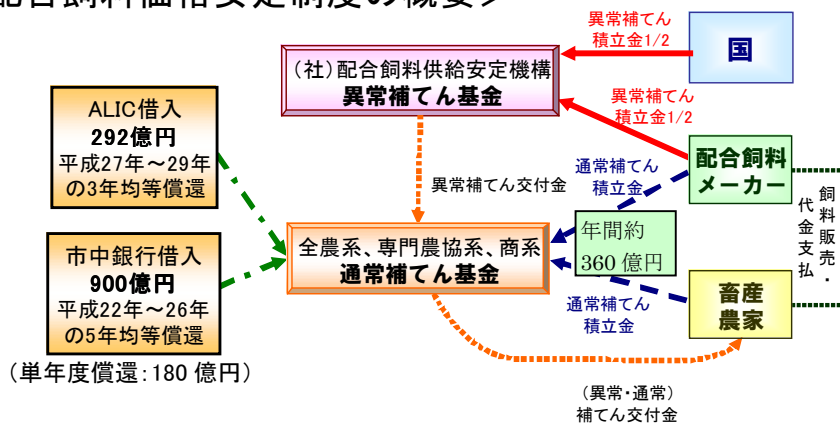


- ・とうもろこしは配合飼料原料の大部分を占めるため、配合飼料価格に大きく影響。
- ・高騰前は1ブッシェルあたり2ドル台であったものが、直近1年は3ドル台～4ドル中盤

＜配合飼料価格と基金発動状況の推移＞



＜配合飼料価格安定制度の概要＞



・21年度は発動がなかったため、22年度は異常補てん基金への国の積み増し財源の計上見送り。

・単年度で180億円を返済するためには、生産者等の積立金の約半額が必要とな-

7. 消費拡大対策・原産地表示の強化

- 景気の悪化により、国産の食肉や卵、牛乳、乳製品の消費の低迷が続いており、自給率を上げる観点から国産畜産物の消費拡大を国として支援すること。
- 消費者への情報開示を強化し、国産畜産物や牛乳・乳製品の自給率向上

<牛肉の産地表示について>

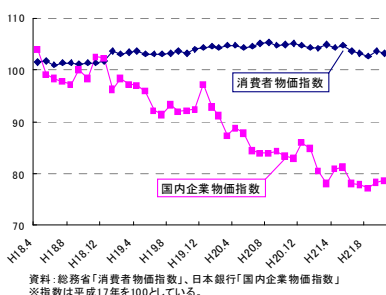
- スーパー等で販売されている生鮮食肉は、JAS 法に基づき、原産地表示が必要。
- 加工食品のうち原料の原産地表示が義務付けられている品目は限定されている。

・原料原産地名の表示義務のある 20 食品群の中で、食肉に係るもの

調味した食肉	しお・こしょうした牛肉、タレ漬けた牛肉、みそ漬けた豚肉等	加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。
ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵	ゆでた牛もつ、蒸し鶏、ゆで卵、温泉卵等	缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く
表面をあぶった食肉	牛肉のたたき	
フライ種として衣をつけた食肉	衣をつけた豚カツ用の食肉等	加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。
合挽肉その他異種混合した食肉	合挽肉、成形肉等	
生鮮食品を異種混合したもの	焼肉セット	

- 外食における原産地情報の開示義務は、牛肉料理が売り上げの過半数を占める店（具体的には焼き肉店、しゃぶしゃぶ店、すき焼き店、ステーキハウス）に限られている。
- このため、ファミリーレストランのように、牛肉料理を一部メニューで提供している店は該当せず、原産地表示の努力目標としてのガイドラインがあるが、表示は任意。
- 食肉の消費先として外食が占める割合が高く、また、加工食品の消費が増えていることから、消費者への情報提供を強化するため、原産地表示の義務対象を拡大するべき。

<牛肉の小売価格と生産者価格のかい離について>

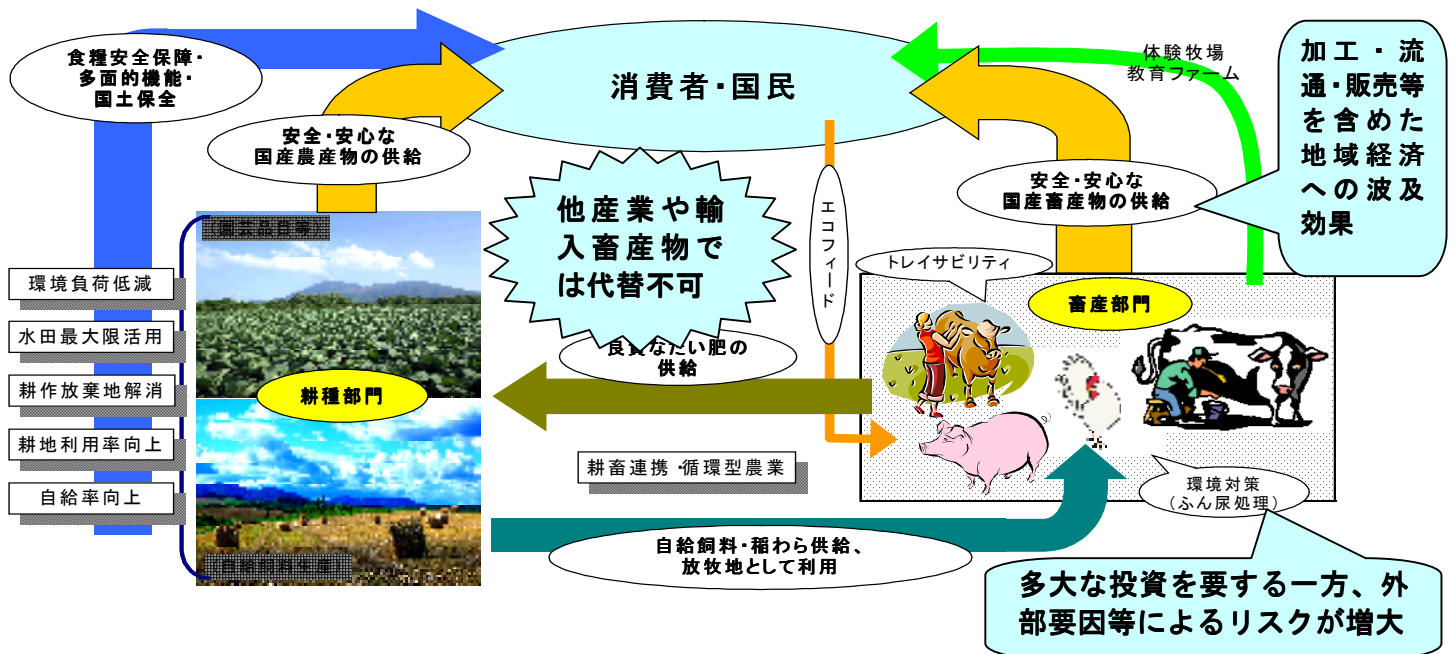


生産者価格である国内企業物価は低下傾向にある一方、小売価格である消費者物価は横ばいでかい離が進んでいる状況。

II. 新たな基本計画・酪肉近代化方針

- 新たな基本計画・酪肉近代化方針において、自給率向上に向けて国産畜産物の生産拡大や生産者の所得向上、飼料自給率向上や安全・安心を実現するためのビジョンや方策を明確化すること。また、今後の畜産・酪農政策について、生産者と消費者双方にわかりやすい行程表を明らかにすること。
- 将来にわたって、家族経営を基本とした多様な経営体がわが国畜産・酪農の担い手であることを明確化すること。
- 多額の資金が必要な施設型農業である畜産・酪農の特性をふまえ、後継者の確保や新規就農の促進等も含めた担い手の育成・確保対策や畜産インフラの整備を強化するとともに、経営所得安定対策等の施策は、生産性向

○ わが国畜産・酪農の果たす多面的機能



○ 現行の基本計画の生産努力目標・自給率目標（畜産物関連）

生産努力目標(万ト)	生乳	牛肉	豚肉	鶏肉	鶏卵	飼料作物
15年度(基準年・実績)	840	51	127	124	253	352
20年度(実績・概算)	794	52	126	138	255	356
27年度(目標年)	928	61	131	124	243	524

自給率目標(%)	肉類(計)	牛肉	豚肉	鶏肉	牛乳・乳製品	鶏卵	飼料
15年度(基準年・実績)	54	39	53	67	69	96	24
20年度(実績・概算)	56	44	52	70	70	96	26
27年度(目標年)	62	39	73	75	75	99	35

農林水産省資料より作成

○ 現行の畜産の経営安定対策の対象者

	対策の名称	対象者
酪農	加工原料乳生産者補給金制度	計画生産に参加する生産者
繁殖牛	肉用子牛生産者補給金制度	肉用子牛の生産者
肥育牛	肉用牛肥育経営安定対策事業	認定農業者、JA部会への参加等生産性向上に取り組む生産者等
養豚	肉豚価格差補てん事業	

Ⅲ. 23年度以降の経営所得安定対策①

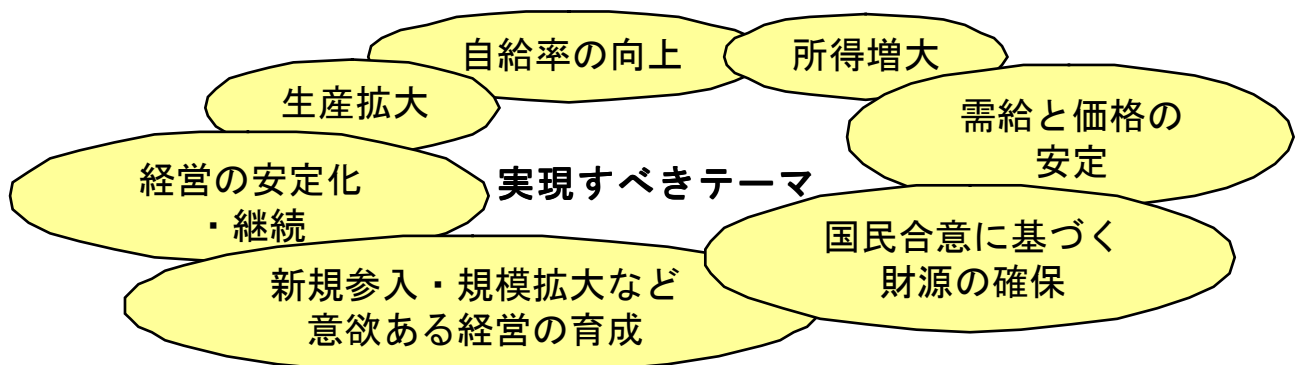
- 現在の畜産・酪農の経営所得安定対策は、①必要な国境措置を確保したうえで、②畜種別・品種別の生産構造や需給の特性をふまえ、③価格や所得に着目して措置されているが、④コスト増大・価格下落のなかで支援水準の低下や、⑤財源の不足など課題に直面している。
- 23年度以降の畜産・酪農の経営所得安定対策については、これらの課題を克服し、需給と価格の安定、生産拡大や所得向上が確実にはかれる仕組みとすることともに、万全の財源を確保して安定した制度とすること。

○ 現行の畜産・酪農にかかる主な対策の概要

対策の名称等	制度の仕組み	評価	課題
肉用子牛生産者補給金	牛肉輸入自由化により最も影響を受ける子牛生産農家に対して、自由化前の生産コスト相当額までの手取りを保証。	全ての子牛生産者を対象とするなど繁殖基盤の維持に効果。	自由化から時間が経過しコスト構造の変化への対応が不十分。
肉用牛肥育経営安定対策事業	販売価格が生産費を割り込んだ場合に、生産費のうち家族労働費の8割までを補てん。(財源は国:生産者=3:1で拋出)	肥育農家の所得となる家族労賃を補てんすることで所得の確保ができる。	飼料高騰や枝肉価格の低下等により、販売価格が物財費割れを起こした場合には所得確保に限界。
酪農加工原料乳生産者補給金	生乳の計画生産を前提に、飲用向けよりも価格の低い加工原料乳(脱脂粉乳・バター等向け生乳)に補給金を交付。	加工乳地帯の酪農経営の手取りを確保することで飲用乳地帯を含めた生乳全体の需給の安定をはかる。	飲用が主で加工を従とする時代の制度設計が、加工の占める位置が大きくなった現状に合わなくなってきている
養豚安定価格制度、肉豚価格差補てん事業	枝肉価格が保証価格を割り込んだ場合には補てん金を交付。基準価格を割り込んだ場合に調整保管等を実施。	価格下落時に生産者の手取りを確保。大幅な価格下落時には調整保管により需給と価格を安定。	長期の価格下落時には補てん金財源が枯渇し再生産の確保が困難。
鶏卵価格差補てん事業	販売価格が保証価格を割り込んだ場合に補てん金を交付。	価格下落時に生産者の手取りを確保。	長期の価格下落時には補てん金財源が枯渇し再生産の確保が困難。
配合飼料価格安定制度	配合飼料価格が高騰した場合に高騰分を緩和。	急激なコスト増の影響を緩和。	想定を超える飼料価格高騰により財源が枯渇。
自給飼料生産への支援	水田における飼料作物生産や草地における自給飼料生産等に対して助成。	飼料自給率の向上に効果。	自給飼料の生産基盤の強化や広域流通体制の整備が課題。



現行のメリットの維持・拡大をはかりつつ直面する課題や限界をどう克服するかが課題であり、あらゆる選択肢について検討が必要



Ⅲ. 23 年度以降の経営所得安定対策②

○ 23 年度以降の畜産・酪農にかかる経営所得安定対策については、戸別所得補償制度の導入の検討なども含め、早期に検討スケジュールを示すとともに、検討にあたっては、生産現場の実態を十分ふまえ、消費者・生産者をはじめ広く関係者から意見を求めること。

(参考) 民主党政策集 INDEX2009 (抜粋)

畜産・酪農を対象とする所得補償制度の導入

農業者戸別所得補償制度の仕組みを基本にした「畜産・酪農所得補償制度」を創設

(参考) 戸別所得補償制度にかかる政府の見解

・平成 21 年 10 月 参議院本会議 鳩山首相答弁
「畜産に対する戸別所得補償制度については 2011 年以降の導入について検討」

・平成 22 年 1 月 食料・農業・農村政策審議会企画部会 舟山農林水産大臣政務官の発言要旨
「今後の戸別所得補償制度の対象品目については、品目ごとの詳細な検討が必要であるが、一律に同じ制度を当てはめるという考えはない」

→ 畜産・酪農を対象とする「戸別所得補償制度」については、検討スケジュール・導入時期や制度の仕組み（対象畜種、制度設計、規模など）等は明らかになっていない

(参考) 米の戸別所得補償モデル対策（平成 22 年度）の概要

